



Nagasaki Design Award

長崎デザインアワード2024 募集要項

【主 催】 長崎県、長崎県産業デザインネットワーク

【エントリー（応募票）受付期間】

令和6年6月26日（水）～ 令和6年8月30日（金）

【応募票提出・問い合わせ先】

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

長崎県産業労働部 企業振興課 産地振興班

T E L : 095-895-2637

F A X : 095-895-2544

E-mail : sanchi@pref.nagasaki.lg.jp

1. 趣意

県内で企画及び開発・製造されている商品の中から優れたデザインを選定・表彰し、県内企業のデザイン力向上による販路拡大を目指すことを目的として開催します。

2. 募集対象

県内で企画及び開発・製造された商品のうち、反復生産が可能で、

令和5年4月1日から令和6年8月30日までの間に商品化し、

以降も継続して販売予定のもの。

但し、以下のものも対象とします。

- ① 令和5年4月1日以前に商品化されたものでも、令和5年4月1日から令和6年8月30日までの間にデザインを改良し、販売されたもの。
- ② 過去の「長崎デザインアワード」に応募した商品で、上記期間内にデザインを改良したもの。

応募商品例 ※応募対象の分野を分けるものではありません。

■生活プロダクトデザイン（分野）

食品、食器、衣料品、生活雑貨、文具、インテリア用品、家具、スポーツ・レジャー用品、福祉用品、家電機器、照明器具、住宅設備機器、医療機器、遊具、工具、計測機・試験機など

■パッケージデザイン（分野）

商品のパッケージ（包装、箱、容器など）

3. 応募資格

応募商品の販売権利を持つ者で、県内に事業所を置く企業、団体、個人に限ります。

4. エントリー料（参加料）

エントリー料（参加料）は無料です。

ただし、応募に係る費用（書類作成、郵送料など）、応募商品の搬入・搬出に要する費用は応募者の負担とします。

5. 各種スケジュール

- ・ 応募票の提出 令和 6 年 6 月 26 日から 8 月 30 日まで
- ・ 応募商品の搬入 令和 6 年 10 月 2 日頃
(選定委員会前日又は当日の指定する時間・場所への搬入・送付)
- ・ 選定委員会 " 10 月 3 日頃
- ・ 選定結果の通知 " 10 月中旬
- ・ 入選・選外商品の返送 " 10 月中旬頃(選外)、11 月中旬頃(入選)
- ・ 表彰式 令和 6 年 11 月上旬
- ・ 受賞商品の展示(入選除く) " 12 月～2 月
- ・ 販路拡大等支援 " 12 月～2 月

※応募後の取下げは、応募票受付期間中に限り可能とします。

6. 応募票の提出

(1) 提出方法

- ・ 所定の「応募票」に必要事項を記入し、応募商品の写真を添付の上、

郵送または E-mail にて 令和 6 年 6 月 26 日から 8 月 30 日までに、

下記応募先に提出してください。

- ・ E-mail で応募する場合は、Word ファイルのまま提出してください。

【応募先】

長崎県産業労働部 企業振興課 産地振興班

- ・ 郵送の場合 〒850-8570 長崎市尾上町 3 番 1 号
- ・ E-mail の場合 sanchi@pref.nagasaki.lg.jp

- ・ 応募票受領確認の連絡は、応募票到着後 1 週間を目処に応募票記載の連絡先に行います。
- ・ 受領確認の連絡がない時は、上記応募先に問い合わせてください。
- ・ 何らかの要因で募集期間内に受付ができなかった場合でも、お問い合わせ後、発信・発送の期日が確認できた場合は応募を受け付けます。

(2) 応募数

- ・ 応募数に制限はありません。
- ・ 応募票 1 通につき応募品 1 点とします。
- ・ サイズ違いや色違いの商品など、同一のコンセプトでまとめることが可能なものについては、「〇〇シリーズ」や「〇〇セット」として応募できますが、セット商品数は応募票 1

通につき5点程度とします。

(3) 記載にあたっての留意事項

- ・「デザイナー名」などは、展示説明文やパンフレット等に記載しますので、公表可能な場合に限り、デザイナーの名前、事業所名を記入してください。
- ・応募商品問合せ先・販売先は、受賞後に公表しますので、必ず記入してください（ただし、担当者名は公表いたしません。）。
- ・「商品名」は、賞状、展示説明文等に記載する名称等を記入してください。
- ・「写真」は、全体写真やデザインの意図がわかるものを「2枚まで」貼り付けてください（提出された写真は、資料等に使用します）。
- ・「改良品の応募」については、応募票②の販売状況欄「☐ 改良品」にチェックを入れ、改良後の発売月（又は発売予定日）を記入してください。その際、応募品の写真の他に、必ず改良前の商品の写真を1枚貼り付けてください。
- ・展示説明文やパンフレット等の文章については、原則として応募票のとおり使用しますので、正確に記入してください。なお、構成の都合上、主催者側で文章を編集する場合があります。

※応募票は、長崎県ホームページからダウンロードできます。



7. 応募商品の搬入

応募商品については、選定委員会前日又は当日の指定する時間・場所への搬入又は時間指定での送付となります。（宅配の場合、日時指定で発送してください）

指定日時までに応募商品が届かない場合は、選定の対象外となります。

詳細は後日応募票記載の連絡先に通知します。

なお、輸送搬入の場合は、下記のとおり、梱包上面に明記ください。

長崎デザインアワード応募品 No.●● 商品名：■■

8. 選定結果の公表

選定委員会において、受賞（①～④）、入選（⑤）を選定し、令和6年10月中旬頃に文書により結果を通知します。

①大賞（1点） ②金賞（2点程度） ③銀賞（5点程度）④選定委員会特別賞（2点程度）⑤入選

【選定基準】

- ①デザインの力で、長崎の魅力（地域資源、素材、伝統技術など）を引き出している商品
- ②商品コンセプトが的確にデザインされ、差別化が図られている商品
- ③デザインが、新たな価値観や生活シーンを提案している商品
- ④想定されるターゲットや市場にデザインがマッチしている商品
- ⑤デザインにより、新規市場の獲得や売上拡大が期待される商品

※受賞商品については、報道機関への取材資料として、試食品やサンプルの準備・提供をお願いする場合があります。

9. 入選・選外商品の搬出

入選・選外商品の搬出は、着払いによる返送を予定しております。詳細については、別途お知らせします。

入選商品の返送：令和6年11月上旬

選外商品 “ ” ：令和6年10月中旬～11月中旬

※受賞商品は「11. 受賞商品の展示（入選除く）」に記載のとおり展示予定。

10. 表彰式（予定）

日時／令和6年11月上旬頃

場所／長崎県庁ロビー（予定）

※大賞・金賞・銀賞・選定委員会特別賞の受賞者を対象に表彰式を実施します。

※賞状（アクリルフレーム付）を贈呈します。

※報道機関への取材資料として、試食品やサンプルの準備・提供をお願いする場合があります。

11. 受賞商品の展示（入選除く）

大賞・金賞・銀賞・選定委員会特別賞の受賞商品を、県庁1階ロビー及び県窯業技術センターの2か所で、令和7年11月頃まで展示する予定です。

受賞商品2点以上の提供をお願いします。詳細については、別途お知らせします。

12. 受賞商品等に対する販路拡大支援

受賞商品の販路開拓や認知度向上を図るため、商談会への出展や受賞商品のPRなどを行いますので、ご協力をお願いします。

(1) 入賞商品（大賞・金賞・銀賞・特別賞、入賞）

- ・受賞商品紹介パンフレット掲載
- ・長崎県産業デザインネットワークのホームページ掲載
- ・デザインアワードのロゴマークの活用（無料）

(2) 受賞商品（大賞、金賞、銀賞、特別賞）

上記（1）に加え、

- ・県内集客施設でのPR展示

- ・第42回全国観光と物産フェアにおいてデザインアワードブースでの出展

（会期：令和7年2月12日(水)・13日(木)・14日(金)、会場：東京ビッグサイト（東京・有明））

※計画中につき、確約するものではありません。

※ブースにて自社の商談担当者を駐在いただけますが、希望者多数の場合は調整する場合があります。

※来場バイヤーへの対応のため、試食品やサンプルの準備・提供をお願いする場合があります。

(3) 選外商品

選定委員会で10点程度を選定し、選定委員会の助言等をフィードバックします。また、選定された事業者は、長崎デザイナーズバンク登録デザイナーからの相談や助言を受けることができます（無料）。

13. 諸権利・免責事項等

- ・応募商品の知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等）は、応募者に帰属します。これらの保全処置は応募者の責任において自ら実施してください。応募商品及び応募者に関する法律上の責任は一切負いません。
- ・選定された応募商品の展示及び出版に関する権利は、応募者と主催者の両方に帰属することとします。
- ・他人の写真や印刷物を承諾なく使用した場合は、著作権等の侵害となりますので注意してください。
- ・選定後であっても、他人の諸権利に抵触することが判明した場合、あるいは、他人の商品と同一、類似とみなされる場合は、賞を取り消すことがあります。
- ・応募商品については、十分注意して取り扱いますが、万一の火災、盗難、地震、不慮の損害等については一切責任を負いませんのであらかじめご了承ください。

14. その他

受賞事業者におかれましては、事業終了後（令和 7 年 4 月以降）から令和 11 年 3 月までの間（年 1～2 回程度）、受賞商品の売上状況等をご報告いただきます。